



## いじめは絶対許さない

副校長 後藤 京子

いじめは絶対許されない行為です。いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取り組み状況について、不断に検証し、改善を図ることが不可欠です。

東京都では、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止推進法条例」を踏まえ、ふれあい月間（6月、11月、2月）を設定しています。先月のふれあい月間では、いじめや自殺防止、暴力行為等の問題行動や不登校について、兆候を見逃すことなく、学校全体で組織的に対応し、その解決のために取り組みました。いじめは、「どの学校でも、どの子供にも起こりうる」との認識の下、児童全員にアンケート調査を行い、「友達から嫌なことを言われたりされたりしている」「友達がいじめられている」等、聞き取りました。残念ながら、相手の行為により、「心身の苦痛」を訴えている児童がいました。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、子供が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、迅速に対応していきます。

本校では、いじめを自分たちの問題として考え行動できるように、全校朝会ではいじめに関わる物語を朗読しました。図書室にも友達との関わり方について深く考える本を集めたコーナーを設置し、紹介をしました。子供たちは、友達について考えながら、本を手にする姿がたくさん見られました。

また、本校の特色ある教育活動として縦割り班活動を行っています。6年生が低学年のことを思いやり、低学年が高学年を尊敬しながら活動することを通して、相互に共感的な人間関係を築いています。今後は、展覧会でも縦割り活動を進め、異学年交流を通して作品の鑑賞を行う予定です。

さらに、教員の校内研究の教科を道徳科とし、道徳的価値に関する問題を自分自身のこととして、多面的、多角的に「考え、議論する」道徳の指導方法を工夫します。いじめを、「自分自身のこと」と考える児童を育成いたします。

ご家庭でもお願いしたいことは、SNS東京ルールを受け、大泉東小のSNSルール（4月に配布）に基づいて、ご家庭のSNSルールについて、お子さんと話し合い、お子さんが、SNSを通じて、被害者にも、加害者にもならないよう、お声かけてくださいますよう、お願いいたします。